

消費税率引上げ分の活用について

総務部財政課

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分(平成28年度決算額1,153,660千円)については、その額を社会保障経費の増額分に充当した。
- 具体的には、「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障経費の増」に充当したうえ、残額を社会保障の安定化分として、急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費等に充当した。

平成28年度充当事業

(千円)

事項及び事業内容	H28決算額 (一般財源分)
社会保障の充実	
特定教育・保育施設支援事業 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園に対し、施設型給付費等を助成するもの。	173,309
特定地域型保育支援事業 小規模保育事業・家庭的保育事業を行う事業者に対し、地域型保育給付費を助成するもの。	34,605
特別保育事業 子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に対し、子ども・子育て支援交付金に基づき助成するもの。	1,279
障害者グループホーム等家賃助成事業 グループホーム入居者に対して家賃を助成するもの。(平成26年度から)	8,526
国民健康保険事業保険基盤安定負担金繰出金 保険料の軽減相当額を一般会計が負担し、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもの。保険料軽減措置の拡大に伴い、増額する。	88,600
予防接種事業 ポリオ、BCG、日本脳炎、水痘、高齢者肺炎球菌等の予防接種を実施するもの。(平成26年度から) 小児B型肝炎ワクチンの予防接種を追加実施するもの。また、インフルエンザ予防接種の単価増に伴う必要経費を措置するもの。(平成28年度から)	76,613
小計	382,932
消費税率引上げに伴う社会保障経費の増	
後期高齢者支援金 消費税率引上げに伴う診療報酬の改定による75歳以上の医療費の増額分の一部を、後期高齢者支援金として一般会計が負担し、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもの。	209,603
社会保障の安定化分	
医療費、高齢者福祉等の介護・医療・児童関係費等に充当するもの。	561,125
合計	1,153,660